

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る質問と回答

No	質 問	回 答	回 答 日
88	No.31について、例えば現在、通所介護と介護予防通所介護を一体的に実施し定員は55名です。第1号通所事業(相当サービス＋緩和した基準のサービス)の定員を15名にしようと考えていますが、食堂及び機能訓練室の広さが最大55名分しかない場合、通所介護の定員を変更し、通所介護40名＋第1号通所事業15名＝55名となりますか。	食堂及び機能訓練室の広さが最大55名分しかない場合、質問の例によると、通所介護40名＋相当サービス10名＋緩和した基準のサービス5名とするように、合計した人数が55人を超えない定員とする必要があります。 なお、通所介護及び相当サービスは適正なサービスの提供を確保するため、定員超過減算にならないように留意してください。 * 様式 付表3、4(共通) 記載事項(複数単位も含む)について、「主な揭示事項」の「定員」の「市指定第1号通所事業」の人数の欄を、第1号通所事業の内訳が分かるように「(相当) 人、(緩和) 人」と変更します。 既に作成されている場合は手書きで結構ですので、第1号通所事業の内訳「(相当) 人、(緩和) 人」と記載してください。	29.1.30